

第1回 小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会

議 事 要 旨

開催概要

日時：平成18年11月29日（水） 10:00～12:15

場所：新宿御苑インフォメーションセンター2F

出席委員：11名（安井委員、吉田委員の2名が欠席）

議事要旨

1.開 会

- ・環境省関東地方環境事務所 柏木所長より挨拶
- ・環境省自然環境局自然環境計画課 渡邊課長より挨拶
- ・林野庁森林整備部研究・保全課 笹岡課長より挨拶
- ・関東森林管理局計画部計画課 岡井課長より挨拶
- ・東京都小笠原支庁 坂東支庁長より挨拶

2.委員の紹介

- ・関東地方事務所小口自然保護官より委員の紹介

3.科学委員会の設置について

- ・関東地方事務所木住野自然保護官より資料1-1～資料1-4の説明
- ・科学委員会の設置要綱を本日付けで施行することについて委員の了承を得た。

4.委員長選出

- ・委員の互選がなかったため事務局より奥富委員を提案し、委員の了承を得た。
- ・奥富委員長より挨拶

5.議事

1) 小笠原諸島の世界自然遺産としての価値の証明について

- ・環境省自然環境局自然環境計画課岡野世界自然遺産専門官より資料2-1～資料2-6の説明
- ・海野委員より資料2-7（地質について）の説明
- ・説明を受けて、以下のような質疑応答・検討が行われた。

川上委員：鳥島は世界遺産の対象となっているのか。

環境省：昨年（平成17年）の東京都の検討会では鳥島のアホウドリについても価値として検討されていたが、アホウドリの生息地としては他に世界遺産登録がされているため、鳥島は普遍的価値を説明しにくい。また、モロイ氏から世界遺産登録地としてコンパクトにまとめて焦点を絞った方がよいとの助言もあったため、鳥島は対象から外している。

川上委員：「物件の説明」の周辺孤立島とは何を指しているのか。南鳥島、沖ノ鳥島も含んでいるのか。

環境省：暫定リストの書き方としては、一般的な小笠原諸島の書きぶりになっており、周辺孤立島には南鳥島、沖ノ鳥島、西之島が含まれる。実際の遺産の範囲については今後の地域連絡会議等で検討されるが、価値の有無から言えば南鳥島、沖ノ鳥島は外れる可能性が高い。

奥富委員長：硫黄島はどうか。

環境省：遺産の価値という側面から言うと、第2次大戦の戦禍によって原生の自然が激しく破壊されてしまったこと、そして現在は基地となっていることもあり、対象から外れると考えている。

可知委員：南硫黄島と北硫黄島はどうか。（調査は進んでないが、完全性は高いだろう。）

環境省：調査が進んでおらず、価値の証明は難しいが、両島は良好な状態で維持されているため、対象に入れていきたいと考えている。

苅部委員：ヒメカタゾウムシ類は、属島固有種が11種も見られ、価値証明の材料に使えるのではないかと。九州大学森本先生より、来年論文が出る予定とうかがっている。

大河内委員：小笠原には江戸時代まで人の入植がなく、それまでは攪乱を受けていなかったという記述を暫定リストに入れた方がよいのではないかと。

環境省：「物件の説明」に記述を追加したい。

清水委員：まず、小笠原の形成時期の記述が約4,000万年前、約4,800万年前、約4,400万年前などとバラバラであるため、「物件の説明」では、約4,800万年～約4,400万年前と記述した方がよい。次に、「種の起源が古く…」という表現は、「島への由来が古く…」の方がよいのではないかと。また、「独自の種分化を起こし、…種分化の過程を見ることが…」は、「独自の進化を起こし、…進化の過程を見ることが…」の方が自然ではないかと。

清水委員：先ほど話に出た南硫黄島は、確かにデータは少ないが、先程の古い島弧火山活動と新しい島弧火山活動の話のように、古い小笠原の自然に対して、新しい小笠原の自然を見せることができるのではないかと。

苅部委員：完全性を考えると、ようやく外来種駆除は活発に実施され出しているが、固有種の保護・増殖が大きな課題となってくる。今後、どのように固有種の保護・増殖を進めていくつもりかをお伺いしたい。

環境省：これまでも環境省はじめ各行政機関で固有種の保護・増殖に取り組んできたが、今回の暫定リストの提出を契機に、世界遺産推薦への機運を高め、各関係主体が同じ方向を見据えながら、お互いに連携して、また先生方の意見を伺いながら、より強力に取り組むを進めていきたい。

苅部委員：やはりグリーンアノールによる影響は大きい。種の保存法などにより、オガサワラシジミなどの指定や保護活動などを早々に進めてほしい。他の地域との調整もあるだろうが、小笠原の固有種を優先的に指定するなど、アピール性にも鑑みて重点的に進めてほしい。

田中委員：植物ではアカギによる影響が大きい。国有林は林野庁で進めているが、民有地は現在、環境省が小面積の実証実験を始めたところである。今後、民有地でのアカギ対策を事業として環境省、東京都がいかに進めていくかのコミットメントがほしい。

環境省：民有地でのアカギ対策を環境省が主体的に行っていくということでは、環境省でも意志が固まっている。小笠原では不在地主が多いが、その問題を実証実験などを通して解決しながら、取り組みをしっかりと進めていきたい。

堀越委員：「クライテリア（ ）」でオガサワラオオコウモリが例示されているが、生息地が国立公園区域外であり国有林外でもある。天然記念物ではあるが、これで完全性は十分といえるのか。暫定リストに例示する種として相応しいのか否か疑問である。オオコウモリだけでなく、ここに記載されている 55 種の生息地の担保性を確保する必要はないのか。

環境省：暫定リスト提出後に検討頂く管理計画の中で検討が必要だと認識している。暫定リストに何の種を例示するかは再検討し、調整させていただきたい。

千葉委員：「クライテリア（ ）」では、オガサワラオオコウモリやアホウドリを抜いてしまうと、アイコン種（フラグシップ種）がいなくなってしまう。

環境省：モロイ氏も、固有種・希少種が多いが、アイコン種がないと言っていた。今の段階では、クライテリア（ ）に何を例示するか検討が必要。アイデアを頂きたいと考えている。また、モロイ氏からは、アホウドリでこのクライテリアの価値を証明するのは難しいと指摘されている。

可知委員：顕著な普遍的価値のあるアイコン種とは何のことを言うのか。

環境省：モロイ氏の例示ではインドネシアのコモドドラゴンのような種がいれば、島嶼での生物多様性をアピールできるとのこと。

鹿野委員：今後の具体的な作業スケジュールはどう考えているのか。登録範囲はいつ決めるのか。管理計画に、どのように検討結果を盛り込んでいく予定なのか。それによって、この委員会でのスタンスが変わってくる。

環境省：まずは暫定リストの提出に向けて、価値の証明と今後の方向性を検討いただきたいと考えている。

環境省：まずは暫定リスト提出で手を挙げて、そして、次のステージで推薦書、管理計画を十分な時間をかけて検討・作成していきたい。その際に、遺産区域をどうするか、固有種の保護、外来種対策をどうするかを十分考えていきたい。そのため、暫定リスト段階では、可能性・間口は広げておいて、推薦書の段階で改めて検討したい。

千葉委員：それであれば、暫定リストの段階ではアホウドリを入れておくべきではないか。

環境省：鳥島を入れると、「小笠原諸島」ではなく、「小笠原諸島・鳥島」となってしまう。そうなれば、地形・地質の説明も難しくなる。説得性を考えると、ここは「小笠原諸島」でコンパクトにしておくべきだと考えている。

環境省：アホウドリ類は南半球に多く繁殖地があり、キャンベル島では 13 万つがい、6 種のアホウドリ類が繁殖している。そして、それが既に遺産の価値となっているため、これらと比較して顕著な普遍的な価値があると説明するのが難しい。

田中委員：北半球にはアホウドリの繁殖地はないのではないかと。

川上委員：遺産登録されているかどうかは定かではないが、ミッドウェイ環礁などにもアホウドリは多く繁殖している。小笠原諸島は、アホウドリ類で見ると価値は高くない。

清水委員：アイコン種がいなくて地味なのが、逆に小笠原の特徴だと考える。無理してアイコン種を捜すよりは、固有種・希少種を丁寧に説明することに力を入れればいいのか。

清水委員：「クライテリア（ ）」では、鴛島列島が出てこない。記述してはどうか。「クライテリア（ ）」では、今なお進行中の種分化が見られるのは乾性低木林だけではないので、単に植物とした方がよい。陸産貝類のみでなく昆虫類の固有種についても例示してはどうか。また「流れ着き...」という表現は、鳥が運んだものもあるため、「運ばれて...」とした方がよい。「真正性または完

全性」では、鳥獣保護区や保安林も入れた方がよい。

大河内委員：「真正性または完全性」では、法制度の記述だけではなく、知床のように、生態系の記述もする方がよい。

川上委員：「クライテリア（ ）」で、海鳥類 17 種とあるが、絶滅種や鳥島、中硫黄島を除くと、正確には 14 種である。

奥富委員長：それでは、後は事務局から委員に個別に相談してもらい、次回委員会で再度報告いただきたい。この委員会は暫定リスト等について意見を述べ、助言する機関であり、決定は政府が行うことになる。また、暫定リストは、内容をコンクリートにするものではないということも認識が必要。

2) 小笠原の自然環境の保全と再生等について

- ・ 関東地方事務所小口自然保護官より資料 3 - 1 の説明
- ・ 関東地方事務所木住野自然保護官より資料 3 - 2 の説明
- ・ 関東森林管理局河岡自然遺産保全調整官より資料 3 - 3 の説明
- ・ 東京都環境局自然環境部小川副参事より資料 3 - 4 の説明

千葉委員：外来種駆除事業は重要であるが、陸産貝類は、外来種の侵入防止が重要である。一度侵入してしまうと取り返しがつかない。そのために、農作物を介した外来種防止が重要。基本計画では、それへの対策が十分に触れられていない。特に母島は陸産貝類の種数が最も多い。

環境省：基本計画でも必要性は記述しているが、具体的な中身は、今後、検討していくことになる。

田中委員：内地からの外来種侵入の防止は確かに難しいが、やはり重要である。10 年前までは、公共事業でさえ土付きの芝を内地から運んでいた。現在の具体的な状況を把握する必要がある。また、農業用のポット苗や観葉植物で、普通に土が内地から運ばれている。その対応のための体制づくりやルールづくりが不可欠。

大河内委員：苗が父島から運ばれるのは怖い。また沖縄からもネット販売で苗が送られてもいる。いつニューギニアヤリガタリクウズムシが母島に入ってもおかしくない。東京都が海水で靴を洗う取り組みを進めているが、このような抜け穴があり、対策としては不十分である。

荻部委員：検疫体制が必要である。現在侵入している外来種だけでも多くの宿題を抱えているのに、これ以上、新たな外来種問題が生じることは避けたい。

大河内委員：ガラパゴスでは検疫を行っている。参考にされたい。

6. 今後の予定

- ・ 関東地方事務所木住野自然保護官より資料 4 の説明

7. 閉会

以上